

(仮称) 市民センター建設 市民懇談会

【第13回会議】

と き 令和 5年 2月27日 (月)

ところ 市民会館 502号室

目次

1. (仮称) 市民センターの管理運営について 3
2. 立体駐車場の計画変更について11
3. 工事に伴う市道浜田町春日町線の通行止めについて14
4. 今後の予定18

1. (仮称) 市民センターの管理運営について

前回懇談会において、(仮称) 市民センターの整備の課題及び課題に対する委員の皆様のご意見について取りまとめたが、その後庁内において検討し、一部について方向性を確認したため、お示しする。

(1) (仮称) 市民センターの休館日・開館時間について

	(仮称) 市民センター	中央学習 センター	市民会館	敬老センター
休館日	年末年始	毎週火曜日 祝日 年末年始 ※年末年始を除く 休館日は、開放事 業として登録団体 へ施設を開放	年末年始	年末年始
開館時間	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00

【参考】 アクティブシニアセンター（アオウゼ）

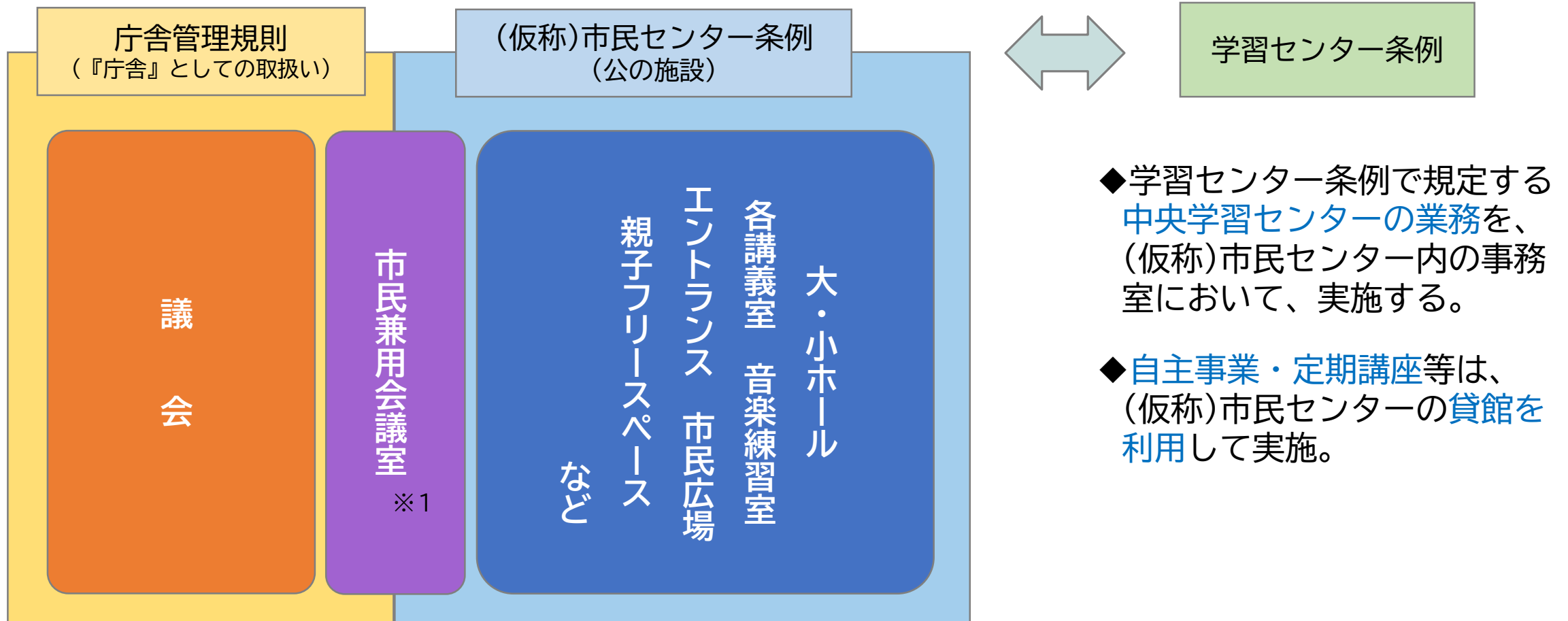
休館日：年末年始
開館時間：9：00～21：00

(2) (仮称) 市民センター設置条例の考え方

1階～2階、3階（一部）については、以下に記載の理由により、社会教育法上の『社会教育施設』とせず、地方自治法上の『公の施設』とする。

- ①市民会館、敬老センター、中央学習センターのそれぞれの利用者が、(仮称)市民センター内のすべての貸室をこれまで同様に利用できる。
⇒ 様々な市民の方々に、多用途に活用していただける施設
- ②利用の際の手続きや貸出しに関する基準等を、すべての貸室で統一するため。
⇒ 市民にとって利用しやすく、職員にとっても管理しやすい施設
- ③本庁舎と一体的な管理（点検・修繕等や一部設備の共用など）を行うことにより、効率性やスケールメリットなどの利点が生じる。
⇒ ランニングコストの縮減

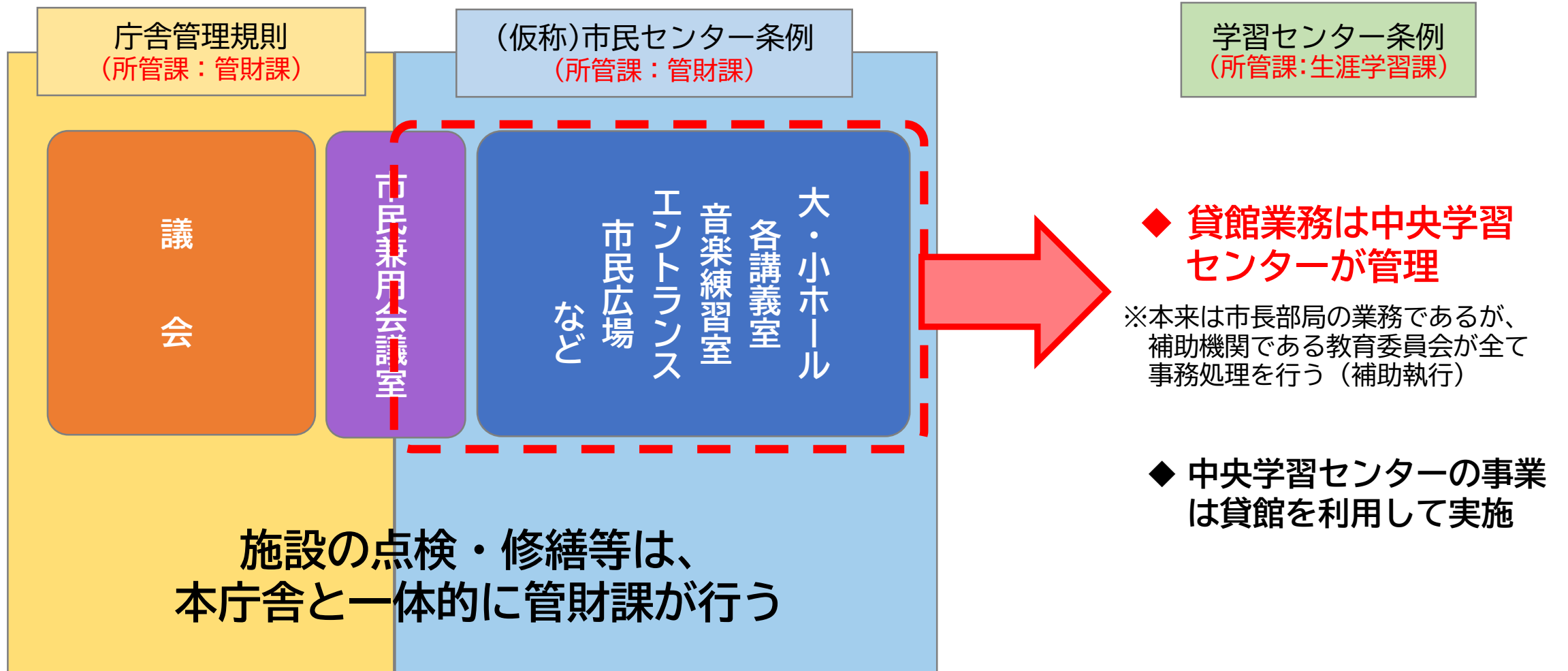
(3) (仮称) 市民センター設置条例イメージ



- ◆学習センター条例で規定する**中央学習センターの業務**を、(仮称)市民センター内の**事務室**において、実施する。
- ◆**自主事業・定期講座**等は、(仮称)市民センターの**貸館**を利用して実施。

※1 : 市民兼用会議室については、(仮称)市民センター条例の中で、開館時間を別途規定する。
(平日夜間及び休・祝日のみ開館) ⇒ 開館時間以外は庁舎として取り扱う

(4) (仮称) 市民センターの管理のイメージ



（5）エントランスホール・市民広場の利用について

①エントランスホール

想定されるエントランスホール・共生社会実現に向けたスペースの利用用途

- ・障がい者の方の作品展示、物販（いきいきふくしマーケットなど）
- ・学習センター利用団体等の作品展示
- ・地区文化祭
- ・市民広場との一体的な利用
- ・団体の活動周知のためのイベント
- ・そのほか、集客を目的とした（物販等も含めた）イベント など



1F エントランスホールイメージパース

（5）エントランスホール・市民広場の利用について

②市民広場

想定される市民広場の利用目的・用途

- ・ 集客等を目的としたイベント（物販等も含む）、マルシェ
- ・ 地区文化祭
- ・ エントランスホールとの一体的な利用
- ・ 団体の活動周知のためのイベント
- ・ そのほか、『東北絆まつり』などの大規模イベント など



南西側からのイメージパース（市民広場部分）

(5) エントランスホール・市民広場の利用について

③ 利用方法（案）

- ◆ 条例により使用料を規定（貸出基準を明確化）
- ◆ 物品販売等を目的とした利用も可能とする
- ◆ 市民広場において電源、水道の利用が可能
（使用量に応じた実費負担）
- ◆ 貸出面積、貸出場所の詳細、使用料等については今後検討

2. 立体駐車場の計画変更について

立体駐車場計画の見直しを行ったため、その概要についてお示しする。



現計画の立体駐車場イメージ（3層4段）

(1) 計画変更理由

現計画は、市民会館、中央学習センター利用者の車の利用率等を参考に、駐車台数を約400台と想定し、駐車場整備を計画した。

◆実施設計における駐車台数内訳（計408台）

本庁舎 平面 83台

(仮称)市民センター 平面 53台 立体駐車場 221台 市民広場(臨時) 51台

しかし、管理運営等を整理していく中で、以下のようなことが想定された

- ①これまでの例を見ると、新施設整備後は利用率が高くなることと併せて、**車での利用者も増えること**
- ②イベント等で市民広場を利用する際は、**臨時駐車場の利用ができないこと**
- ③公用車駐車場が本庁舎周辺に点在しており、災害発生時等における早急な対応に備え、**庁舎敷地内に一定数の公用車を配置すべき**であること

こうした理由により、現計画では駐車台数に不足が見込まれたことから、計画を変更し立体駐車場の積み増しにより駐車台数を確保することとした。

(2) 新計画概要

	これまでの計画	新計画
階層構造	3層4段	4層5段
収容台数	221台	約275台
高さ	約11m（一部約13m） ※市民センターの2階程度	約14m（一部約16m） ※市民センターの3階程度

◆計画変更後の総駐車台数は、約460台となる。

3. 工事に伴う市道浜田町春日町線の通行止めについて

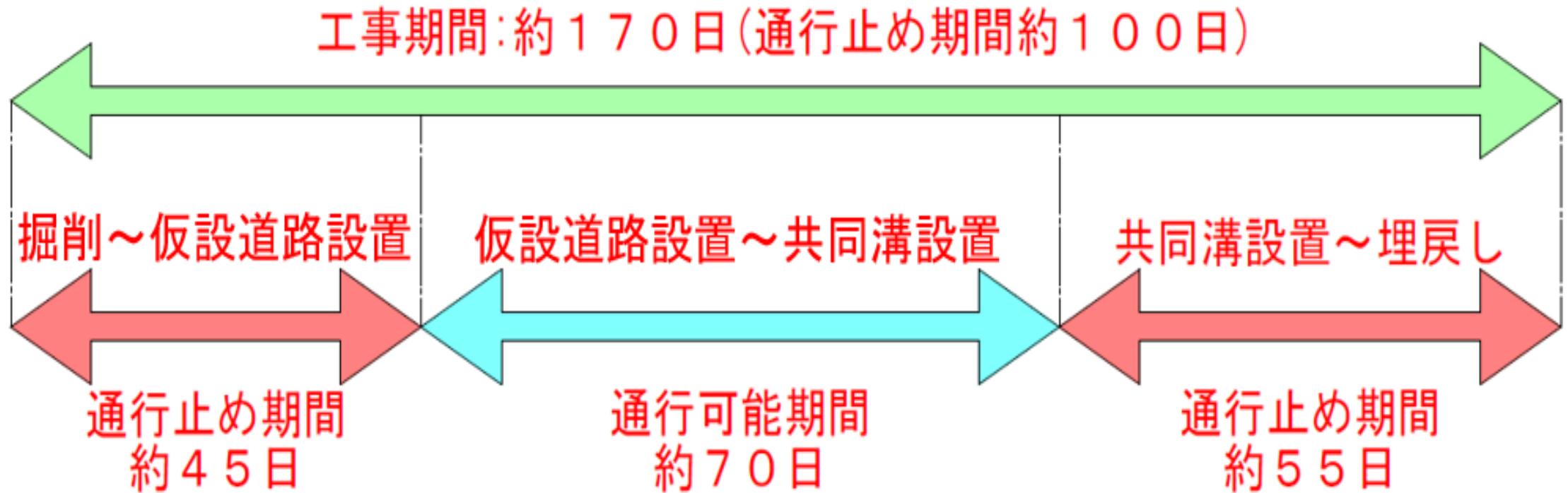
◆ 共同溝施工（R4～5年度）

（仮称）市民センターは、効率的な施設管理・設備利用を図るため、市道浜田町春日町線の地下に共同溝を設置し、本庁舎と電気や空調熱源などの一部設備を共用することとしている。この共同溝工事施工にあたり、一定期間、市道浜田町春日町線の一部が通行止めとなるもの。

(1) 通行止め区間



(2) 工事期間



(3) 周知方法

- ① 『庁舎周辺のまちづくり懇談会』において周辺町会長へ事前相談
- ② 町内会回覧による周知
- ③ 地区だより（4月号）における周知
- ④ 工事期間中の迂回路看板等の設置による周知

4. 今後の予定

第14回 (仮称) 市民センター建設市民懇談会

i 日程 時期未定 (令和5年度上半期)

ii 内容 (予定) (仮称) 市民センターの管理運営について ほか